

令和5年度 当初予算要求事業内容説明書

3款 3項 2目

【会計】一般会計

3款:民生費 3項:児童福祉費 2目:児童措置費

事業	139	児童扶養手当支給事業
担当所属	こども家庭課	

【予算額】

予算要求額	(財源内訳)				
	一般財源	国庫支出金	県支出金	地方債	その他特財
479,181千円	319,475千円	159,706千円			

【事業の概要】

事業の概要	児童扶養手当法に規定されている要件を満たしたひとり親家庭等に児童扶養手当を支給します。 手当額は、全部支給者には月額43,070円、一部支給者には43,060円～10,160円までのいずれかの手当額を支給します。2人以上の児童がいる受給者には、第2子については月額10,170円～5,090円、第3子以降については一人につき月額6,100円～3,050円が加算されます。
事業の目的	ひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ります。
事業の効果	・ひとり親家庭等の生活の安定が図られます。 ・児童の健全な育成が図られます。 ・子育ての経済的負担が軽減されます。

【予算額の節別内訳】

節	予算額	説明
7 報償費		
謝礼金	25千円	障害認定医謝礼金
8 旅費		
普通旅費	2千円	職員の出張に要する交通費
10 需用費		
消耗品費	36千円	事業用消耗品費
19 扶助費		
児童扶養手当	479,118千円	児童扶養手当
計	479,181千円	